

議第28号

総務・企業常任委員会
平成24年(2012年)3月12日
総務部財政課

滋賀県県債管理基金条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市場公募地方債（満期一括償還地方債）の発行に伴い、将来の償還財源の確保を図るため県債管理基金に計画的な積立を行い、当該地方債の償還財源に基金を充てることのできるようにするため、改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

(1) 償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した県債の償還のために積み立てた資金をもって当該県債の償還の財源に充てるときは、基金の全部または一部を処分することができることとします。（第6条関係）

(2) この条例は、平成24年4月1日から施行することとします。

滋賀県県債管理基金条例 新旧対照表

	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4)償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行した県債の償還のために積み立てた資金をもつて当該県債の償還の財源に充てるとき。</u></p>
<p>第7条以下 省略</p>	<p>第7条以下 省略</p>